

資料提供

平成21年3月17日
課名：産業廃棄物対策課
担当：伊豫，安藤
電話：内線2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について**1 概要**

産業廃棄物収集運搬業者である備後道路株式会社に対し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき，産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを行った。

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	<small>びんごどうろ</small> 備後道路 株式会社 (広島県尾道市高須町5267番地)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第3406110473号 許可年月日：平成16年4月8日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成21年3月17日
処分理由	同社及び同社の役員は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反したことにより，尾道簡易裁判所において罰金300,000円の判決を受け，平成16年5月7日に刑が確定した。（更新許可申請時に判明） このことは，産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを規定する法第14条第5項第2号イ及びニにおいて準用する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当し，法第14条の3の2第1項第1号（許可の取消し）の規定に該当するに至ったため。